

立命館慶祥中学校・高等学校教育振興会 生徒諸活動補助費執行基準（内規）

I. 遠征費補助

1. 下記「2」～「7」の対象は生徒会公認クラブとする。
「2」～「7」の対象外となるものについては「9」および「別表」にて規定する。
「8」は共通事項である。
2. 生徒会執行部が遠征する場合は回数制限しない。
3. 各部活動・外局で認める場合
 - (1) 体育系部活動
 - ① 高体連主催の大会および国体に出場権を有した場合
 - ② 高野連主催の大会および国体に出場権を有した場合
 - ③ 中体連主催の大会および国体に出場権を有した場合
 - ④ 国民体育大会選考会および高校総体に出場権を有した場合
 - ⑤ 教育振興会会長が特に認めた大会に出場権を有した場合
 - (2) 文科系部活動
 - ① 高文連主催の大会に出場権を有した場合
 - ② 中文連主催の大会に出場権を有した場合
 - ③ 教育振興会会長が特に認めた大会に出場権を有した場合
 - (3) 大会参加人数
 - ① 体育系部活動は大会登録人数以内（道・全国大会は出場権を有した選手および大会が認めたマネージャー）
 - ② 文科系部活動は大会規定人数以内（道・全国大会は出場権を有した選手および大会が認めたマネージャー）
 - ③ その他、教育振興会常任幹事会の協議による。
4. 外局に遠征費を認める場合は、教育振興会会長に一任する。
5. 遠征費補助日数
 - (1) 道内 大会の開催日より本校出場終了日までを原則とする。
但し、大会の開始時間、終了時間によっては前泊・後泊も認める
 - (2) 道外 大会の開催日前日より本校出場終了までを原則とする。
但し、大会の終了時間によっては後泊も認める
6. 本規定による遠征費補助に支障をきたした場合、臨時の処理を講ずることができる。
7. 遠征費支給
 - (1) 宿泊料は1泊7,000円以内とする（車中泊は除く）。ただし、大会主催者の指定による場合はこの限りではない。
 - (2) 交通費は新札幌駅から目的地までとする。
 - (3) 交通機関および交通経路は最も合理的かつ経済的な方法とする。また、遠征先での移動経費は支給しない。
 - (4) 上記「3」での大会が小樽・札幌・江別・北広島・恵庭・千歳市内で行われる場合は一切支給しない。
 - (5) 予選が札幌市外で行われる場合には旅費のみ支給する。ただし、新札幌駅から40km以上とする。
 - (6) 全国大会および全道大会出場の場合は生徒負担分の60%を上限とする。ただし、全国大会については、その予選がトーナメント戦の場合は2回以上の勝ち上がり、リーグ戦の場合は4チーム以上が参加して勝ち上がった場合のみ、年間2回まで支給する。
 - (7) 年間の支給限度額を300万円とする。
 - (8) 不測の事故により遠征費補助に支障をきたした場合は事後請求を認めることができる。
 - (9) 遠征費請求については、10日前までに生徒主任を通じて教育振興会事務局（事務室）に申し出なければならない。
 - (10) 遠征費内容については、大会終了後1週間以内に教育振興会事務局（事務室）に報告しなければならない。

8. 社会事情の変動がある場合、遠征費補助額について変更することができる。
9. 上記「2」～「7」の対象外であるものについては、以下の基準で補助を行う。
 - (1)対象 生徒会公認のクラブ、同好会または生徒会非公認の個人参加競技
ただし、学校の代表として（学校名を背負って）出場する場合に限る。
 - (2)対象とする取り組み
 - ①全道あるいは全国レベルの試合・大会出場
 - ②道や全国レベルの選抜チームの強化合宿・試合（生徒会公認クラブのみ）
 - ③生徒会非公認個人参加競技の全国大会出場（標準記録突破、勝ち上がり、選抜のみでの出場）
 - (3)対象費目・補助基準 [別表] に表記
 - (4)執行手順
 - ①各団体（顧問）から所定の申請用紙で生徒部に申請し生徒部から教育振興会に提出する。
 - ②教育振興会ではこれに基づき、会長、副会長が審議のうえ、認定する。
 - ③認定結果については、幹事会に報告する。
 - ④交付は顧問経由、もしくは旅行会社等の請求書、領収書に基づく振込とする。

II. 指導強化費補助

クラブの強化、高度化の方向に沿って、コーチによる指導の経費の一部を補助する。

1. 対象 生徒会公認クラブ
2. 対象とする指導者 学校が委嘱したコーチ（顧問からの申請に基づき審議し、校長が委嘱）
3. 対象費目・補助基準
 - (1)謝礼（学校までの交通費を含む）
 - 1 クラブについて、月 2 万円、年間 20 万円を上限とする。
 - (2)公式戦・大会、練習試合の交通費、宿泊費。
 - ①交通費（市内外を問わず）、宿泊費の実費を支給する。
 - ②クラブがリッツバスを利用する場合は交通費を支給しない。
（リッツバスに同乗する場合）
 - ③交通費、宿泊費の支給は年間 10 回または年間 10 万円を上限とする。
4. 執行手順
 - ①年度始めに、クラブ顧問より、所定の用紙にてコーチ委嘱申請を行う。
 - ②コーチの公式戦・練習試合等参加の交通費、宿泊費の申請は所定の申請書で各クラブ顧問が行う。
 - ③各クラブは年間の指導計画を立て、上記予算内での配分を考慮し申請すること。
 - ④「謝礼」については生徒主任承認の後、教育振興会担当者が指定口座に振込む。
 - ⑤「公式戦・大会、練習試合の交通費、宿泊費」については振興会会長、副会長が審議し認定したものについて上記基準内で、各指導者に支払いを行う。

この内規は 1999 年 4 月 4 日より施行する。

この内規は 2006 年 4 月 1 日より一部改正の上、施行する。

この内規は 2007 年 4 月 1 日より一部改正の上、施行する。

この内規は 2009 年 4 月 1 日より一部改正の上、施行する。

この内規は 2009 年 5 月 16 日より一部改正の上、施行する。

この内規は 2010 年 3 月 13 日より一部改正の上、施行する。

この内規は 2010 年 6 月 1 日より一部改正の上、施行する。

この内規は 2011 年 4 月 1 日より一部改正の上、施行する。
 この内規は 2012 年 4 月 1 日より一部改正の上、施行する。
 この内規は 2016 年 4 月 1 日より一部改正の上、施行する。
 この内規は 2022 年 4 月 1 日より一部改正の上、施行する。

以 上

1999. 10. 2 役 員 会
 2006. 3. 23 役 員 会
 2006. 12. 2 幹 事 会
 2007. 3. 24 幹 事 会
 2009. 3. 7 幹 事 会
 2010. 6. 1 幹 事 会
 2011. 1. 22 幹 事 会
 2011. 3. 12 幹 事 会
 2012. 3. 10 幹 事 会
 2016. 3. 12 幹 事 会
 2021. 11. 24 幹 事 会

[別表] * 「内規」の「I-9」について適用

対象	取り組の区分	補助内容	備考
・生徒会公認クラブ・生徒会公認同好会	全道あるいは全国レベルの試合・大会出場	<p>【団体に対して】 全道・・・交通費・宿泊費を合わせた経費の40%を補助。 1回の上限は8万円とする。 全国・・・交通費・宿泊費を合わせた経費の40%を補助。 1回の上限は50万円とする。 年間の上限を80万円とする。</p> <p>【個人に対して】 全道・全国とも交通費・宿泊費を合わせた経費の40%を補助。 1回の上限は4万円とする。 年間の上限を8万円とする。</p>	<p>*団体の場合、試算基準は大会登録メンバーとする。 *主催団体その他から交通費・宿泊費にかかわる補助がある場合はその差額に補助。 *ユニフォームやゼッケンなど個人所有となるものは補助対象外。</p>
・生徒会公認クラブ	全道あるいは全国レベルの代表選抜チームの強化合宿・試合【個人】	<p>【個人に対して】 交通費・宿泊費を合わせた経費の40%を補助。 1回の上限は4万円とする。 年間の上限を8万円とする。</p>	<p>*主催団体その他から交通費・宿泊費にかかわる補助がある場合や、リッツバスを利用した場合はその差額を補助。 *ユニフォームやゼッケンなど個人所有となるものは補助対象外。</p>
・生徒会非公認の個人参加競技種目や大会	全国大会【個人】 (標準記録達成・勝ち上がり・選抜のみ)	<p>1回の上限は4万円とする。 年間の上限を8万円とする。</p>	<p>*ユニフォームやゼッケンなど個人所有となるものは補助対象外。</p>